

資料1 - 1	H18.12.25
激変緩和措置等事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

## 障害福祉サービス等の利用者負担の激変緩和策の実施について

障害者自立支援法の障害福祉サービス等の利用者負担について、低所得者層の方への激変緩和を、平成19年1月から次のとおり実施します。

### 1 激変緩和策の内容

#### (1) 対象サービス

- ア 障害福祉サービス
- イ 補装具（車いす、補聴器など）
- ウ 日常生活用具（ストマ用装具、特殊寝台など）
- エ 障害児施設給付（療育センター、大宮学園など）

#### (2) 対象者

市民税非課税世帯の者とする。（約1,200人）

#### (3) 軽減の内容

障害福祉サービス等の利用者負担額の上限月額を引き下げ、差額を市が助成する。

- ア 平成18年度・19年度 国基準の1/2
- イ 平成20年度 国基準の2/3

所得階層区分		負担上限月額		
		国制度	激変緩和後	
			18・19年度	20年度
生活保護受給世帯		0円	0円	0円
市民税非課税世帯	低所得1 本人収入が年間80万円以下 (障害基礎年金2級相当)	15,000円	7,500円 国制度の1/2	10,000円 国制度の2/3
	低所得2 上記以外	24,600円	12,300円 国制度の1/2	16,400円 国制度の2/3
一般	市民税課税世帯	37,200円	37,200円	37,200円

#### (4) 助成方法

当分の間、償還払いとする。

#### (5) 実施期間

平成19年1月1日～平成21年3月31日

#### (6) 所要額

1,265万円（H19年度。なお、H20年度については765万円）

#### (7) 利用者への周知

今月中に対象者に対し、軽減の内容等を個別に通知する。

## 2 激変緩和実施の考え方

利用者負担軽減策の拡充は、本来、国の責任において全国一律に行われるべきだが、10月の法の全面施行により、利用者にとって更なる負担増になったこと、新たに独自軽減策を講じる都市が増加していること、障害者福祉に関する基礎的自治体としての役割などを総合的に勘案し、低所得者層に対する激変緩和策として実施するものである。

なお、施設入所支援については、国制度の各種負担軽減措置が充実しており、利用者負担額の増加が在宅利用に比べ少ないことから対象外とする。

また、地域生活支援給付は、障害福祉サービスの利用者負担額と合算した負担額が障害福祉サービスの上限月額を超えないよう上限月額の合算を実施しており、激変緩和策においても、障害福祉サービスの利用者負担額と合算した負担額を対象に助成を行う。

〔参考〕

自立支援システムの全体像等

